

○厚生労働省告示第三百六十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第六十四条第二項の規定に基づき、厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十月十四日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第一条の二中「患者申出療養（」の下に「別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院又は診療所であつて、」を加え、「病院又は診療所」を「もの」に改める。